

○江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱（平成18年9月21日市長決裁）

○江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱  
平成18年9月21日市長決裁

江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 江別市における障がい福祉の推進を図ることを目的として、江別市障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 江別市障がい福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- （2） 江別市障がい者福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- （3） 江別市障がい児福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、障がい福祉の推進を図るために必要と認められる事項

（組織）

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 各種団体等
- （3） その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、各期計画開始の前年度末日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を1名置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 副委員長は、委員長の指名により決定する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員長は、委員会の会議（以下「会議という」。）を招集し、会議の議長を務める。

2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部において行う。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月21日から施行する。

附 則（平成20年9月9日）

この要綱は、平成20年9月9日から施行する。

附 則（平成29年4月19日）

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。